

多治見市区長会会則

(名称)

第1条 本会は、多治見市区長会（以下「区長会」という。）と称する。

(区長会の構成)

第2条 区長会は、各区で選出された区長をもって組織する。

(自治組織の定義)

第3条 この会則において自治組織とは、一定の地区を単位として、そこで居住ないし営業する世帯と事業者を対象に、その地区に生じる様々な問題に対処することを通じて、地域を代表しつつ住民自治の振興を図る地縁の住民自治組織をいう。

(自治組織の構成)

第4条 自治組織は、世帯等を構成員として自主的に結成され、町内会と区からなる。

2 自治組織の基本単位は、町内会である。

3 地域的に連続する複数の町内会の連合組織として区を構成する。

4 区長会は、市内すべての区長の連合組織として構成する。

(自治組織の目的)

第5条 自治組織は、民主的な運営のもとで、会員相互の扶助と親睦を図り、生活環境の維持改善と住民自治の向上発展を期すことを目的とする。

(自治組織の事業)

第6条 自治組織は、前条の目的達成のため、組織ごとに次の事業を行う。

(1) 町内会は、会員相互の扶助と親睦を図るための体育、文化、その他の諸行事の開催及び自主防災・防火・防犯活動並びに環境美化・福祉活動などを行う。

(2) 区は、地区全域に亘る上記の活動を行うほか、町内会間の連絡調整、町内会活動の援助、市等の依頼による委員の推薦、市等との連携及び住民意向の反映並びに町内会組織を通じて行政情報等の伝達を行う。

(区長会の事業)

第7条 区長会は、区間の連絡調整、住民自治の振興を図るとともに、市等との連携及び住民意向の反映並びに区を通じて行政情報等の伝達を行う。

(市等との連携等)

第8条 自治組織は、第5条の目的達成のため、区域内の全構成員の組織化に努力するとともに、地区内各種団体と密に連絡協議を保って地区の発展を期し、住民自治の本旨に則って市等が行う様々な事業に連携する。

(区長会への加入)

第9条 新しく区を構成した地区は、書面をもって申請することで、区長会に加入することができる。

(事務局)

第10条 区長会の事務局は、多治見市役所内に置く。

(役員)

第11条 区長会に次の役員及び顧問を置き、役員の中から幹事を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 総 務 18名
- (4) 総務会長 1名
- (5) 総務会副会長 1名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 会 計 1名
- (8) 監 査 2名
- (9) 顧 問 若干名

2 会長は、総務の中から互選により選出する。

3 副会長は、会長の指名により総務の中から選出する。

4 総務は、同校区内の区長の互選により選出する。この場合において、養正、昭和、精華、北栄及び笠原校区にあつては2名ずつ、その他の校区にあつては1名ずつの総務を選出する。

5 総務会長は総務の互選により選出し、総務会副会長は、総務会長の指名により総務の中から選出する。

6 総務会長は、事務局長を兼務する。

7 会計及び監査は、会長の指名により総務の中から選出する。

8 顧問は、市長、市議会議長、その他会長が推薦する者をもって充てる。

9 幹事は、会長、副会長、総務会長、総務会副会長をもって充てる。

(任期)

第12条 役員の変更は、毎年度最初の区長会議で行い、任期は翌年の3月31日までとする。

ただし、幹事及び監査の任期については、翌年度の最初の区長会議の役員改選までとする。

2 役員が欠けたときは、補欠役員を補充し、当該役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任を妨げない。

(任務)

第13条 会長は、会務を統理し、区長会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代行する。

3 総務会長は、事務局長を兼務し、区長会の事務を処理すると共に、総務会を統括して総務会務を処理する。

4 総務会副会長は総務会長を補佐し、総務会長に事故があるときは総務会長の職務を代行する。

5 会計は、会の会計を処理する。

6 監査は、会計の監査を行う。

7 顧問は、会長の求めにより区長会議に出席し、区長会の運営について助言する。

8 幹事は、市等との調整を図る。

(区長会議)

第14条 区長会議は、会長が招集する。ただし、年度最初の区長会議は、前年度の会長が招集する。

- 2 区長会議の構成員は、全区の区長とする。
- 3 会長は、区長会議に必要な応じて市の職員の出席を求めることができる。
- 4 区長会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 区長会議の議長は、会長をもって充てる。
- 6 区長会議は、年6回開催する。ただし、緊急に協議を要する場合は臨時会議を開催することができる。
- 7 区長会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総務会)

第15条 区長会に、役員会として総務会を置く。

- 2 総務会は、区長会長及び総務会長の選出、区長会議の議案の決定を行う。ただし、年度当初の第1回区長会の議案の決定は、幹事会に諮って決定する。
- 3 総務会の構成員は、第11条第4項の規定により各校区から選出された総務とする。
- 4 総務会に、必要な応じて市の職員の出席を求めることができる。
- 5 総務会は、区長会議の前に開催し、区長会議に提案する内容をあらかじめ審議する。
- 6 総務会で審議していない事項は、区長会議に提案しないことを原則とする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 7 総務会は、総務会長が招集し、総務会議長は総務会長をもって充てる。

(幹事会)

第16条 区長会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長が招集する。

(区長会サポート委員会)

第16条の2 区長会に、区長会サポート委員会を置く。

- 2 区長会サポート委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員の選出は、第11条第9項に規定する幹事経験者の中から本人同意を得た上で、前年度区長会幹事会で選出する。
- 4 委員の任期は1年とし、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、3年までの再任は妨げない。
- 5 区長会サポート委員会には委員長を1名置き、委員長は委員の互選により選出する。
- 6 区長会サポート委員会は、委員長を招集し、委員長が議長となる。
- 7 区長会サポート委員会は、区長会から区長会及び自治組織運営について助言を求められた課題について審議し、意見をとりまとめ区長会へ助言するものとする。

(会計)

第17条 区長会の会計は、多治見市区長会事業会計（以下「事業会計」という。）と多治見市区長会会費会計（以下「会費会計」という。）とし、事業会計は市からの交付金とその他

の収入をもって充て、会費会計は各区からの会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- 2 支出は、会長の承認のもとに会計がこれを行う。
- 3 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 会計は、年度当初の区長会議で予算を提案し、前年度の決算報告を行う。
- 5 前年度の監査は、新年度最初の区長会議で前年度の会計監査報告を行う。

(弔慰金)

第18条 区長又は区長の配偶者が亡くなったときの弔慰金等の支給については、次のとおりとする。

死亡者	淋し見舞金	弔慰金額	備考
幹事	5,000円	10,000円	第11条第9項の者をいう
上記以外の区長	なし	10,000円	
区長と同居する配偶者	なし	5,000円	

(情報公開)

第19条 区長会の会議及び文書等の公開については、別に定める多治見市区長会情報公開規程によるものとする。

(帳簿)

第20条 区長会に次の帳簿を置く。

区長名簿、会則、会議録、会計簿

(改正)

第21条 この会則の改正は、区長会議において決定する。

附 則

この会則は、昭和29年11月26日から施行する。

附 則

この会則は、昭和50年 5月22日から施行する。

附 則

この会則は、昭和56年 6月18日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和62年 4月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成 5年 6月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年 1月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年 6月19日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2年 4月 1日から施行する。